

東松島市新型コロナウイルス感染症

「拡大防止協力金(第4期・第5期)」のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、宮城県の協力要請に応じて、営業時間短縮等の要請に全面的に協力した事業者に対し、協力金を支給します。

受付期間：9月13日(月)から11月30日(火)まで

支給額：<第4期> 1店舗あたり 17.5万円～140万円
(1日 2.5万円～20万円×7日間)

<第5期> 1店舗あたり 68万円～340万円
(1日 4万円～20万円×17日間)

※第4期、第5期同時申請となります。第5期のみ対象となる事業者は第5期単独でも申請できます。

1 申請方法

簡易申請

(中小企業のみ) ※概ね8割の事業者がこちらに該当すると思われます。

■ 1日当たりの売上高が下記に該当する方が選択できます。

第4期： 83,333円以下 (ひと月の売上高が概ね250万円以下)

第5期： 100,000円以下 (ひと月の売上高が概ね300万円以下)

※ 売上高は消費税・地方消費税を除いて計算してください。

■ 簡易申請の場合、下限額での申請となります。

(第4期：17.5万円、第5期：68万円、**合計：85.5万円**)

※ 確定申告書、売上台帳、協力金支給額計算シート等の提出は**不要**です。

通常申請

1日当たりの売上高が、第4期:83,333円、第5期:10万円を超える場合に該当します。

■ **店舗ごとの協力金支給額計算シート(別添1・別添2)の提出が必要**となります。

※支給額決定のために店舗ごとの売上高の確認が必要となります。

■ **確定申告書、売上台帳等の提出が必要**です。

2 申請の際に必要な書類

<共通書類> ※申請する全ての事業者が必要

- (1) 申請書兼請求書(様式第1号の2)
- (2) 施設(店舗)情報シート(様式第2号)
 - ・店舗の外観、内観写真
 - ・対象期間の営業時間短縮、酒類等提供停止の告知を行った写真等
 - ・「宮城県新型コロナウイルス対策実施中ポスター」又は「みやぎ飲食店コロナ対策認証ステッカー」を店舗に掲示している写真
- (3) 飲食店営業許可書の写し
- (4) 代表者の本人確認書類の写し
- (5) 振込先口座と口座名義がわかる通帳等の写し
- (6) 提出書類チェックリスト

※第3期交付決定者は、(4)・(5)の省略可

<通常申請のみ必要> ※簡易申請の事業者は不要

- (1) 店舗ごとの協力金支給額計算シート(別添1・別添2)
- (2) 令和元年又は令和2年の確定申告書
 - 法人：法人税申告書別表1、法人事業概況説明書(両面)
 - 個人：所得税確定申告書第1表、
青色申告：青色決算申告書(両面)
白色申告：収支内訳書(両面)
- (3) 令和元年又は令和2年の売上台帳等
- (4) 令和3年の売上台帳等(売上高減少方式のみ)
 - ※(3)・(4)の売上台帳等
 - ・複数の事業を行っている場合は、飲食部門の売上高が分かる書類を添付してください。
 - ・税抜の売上高が分かる書類を添付してください。

「対象事業者の要件等は裏面へ」

3 対象となる事業者

第4期

(下記全てに該当する事業者)

- (1) 東松島市内で食品衛生法の営業許可を取得している飲食店を運営していること。
- (2) 「**8月20日午後8時から8月27日午前0時まで**」の期間、全日において、午前5時から午後8時までの時間短縮営業（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）に全面的にご協力いただいたこと。
- (3) 「宮城県新型コロナ対策実施中ポスター（飲食店用）」又は「みやぎ飲食店コロナ対策認証ステッカー」の取得及び掲示をしていること。
- (4) 対象店舗において、営業に関する必要な許可等を取得していること。

<注意事項>

- ・令和3年8月19日以前から開業しており、対象店舗での営業実態がある事業者が対象となります。
- ・申請時点において、対象店舗の営業を継続していることが要件となります。
- ・協力要請期間以前から、通常午前5時から午後8時までの時間の範囲内で営業している店舗は、協力金の対象外となります。

第5期

(下記全てに該当する事業者)

- (1) 東松島市内で食品衛生法の営業許可を取得している飲食店を運営していること。
- (2) 「**8月27日午前0時から9月13日午前5時まで**」の期間、全日において、「休業」又は「酒類・カラオケ設備の提供を終日停止した上で午前5時から午後8時までの時間短縮営業」に全面的にご協力いただいたこと。
- (3) 「宮城県新型コロナ対策実施中ポスター（飲食店用）」又は「みやぎ飲食店コロナ対策認証ステッカー」の取得及び掲示をしていること。
- (4) 対象店舗において、営業に関する必要な許可等を取得していること。

<注意事項>

- ・令和3年8月26日以前から開業しており、対象店舗での営業実態がある事業者が対象となります。
- ・申請時点において、対象店舗の営業を継続していることが要件となります。
- ・協力要請期間以前から、「通常午前5時から午後8時までの時間の範囲内で営業している店舗」は、下記の取扱いとなります。
 - ① 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店：休業した場合のみ協力金の対象
 - ② ①以外の飲食店：協力金の対象外

4 1日当たりの協力金単価

第4期

(支給額：下記単価 × **7日分**)

【売上高方式】 大企業は選択不可	令和元年又は令和2年の1日当たりの売上高		
	83,333円以下	83,333円超 ~ 25万円以下	25万円超
	2.5万円	上記売上高 × 0.3 (千円未満切上)	7.5万円

【売上高減少額方式】	令和元年又は令和2年からの 1日当たりの売上高減少額 × 0.4 (上限額は、「20万円」又は 「1日当たりの売上高 × 0.3」のいずれか低い方、千円未満切上)

第5期

(支給額：下記単価 × **17日分**)

【売上高方式】 大企業は選択不可	令和元年又は令和2年の1日当たりの売上高		
	10万円以下	10万円超 ~ 25万円以下	25万円超
	4万円	上記売上高 × 0.4 (千円未満切上)	10万円

【売上高減少額方式】	令和元年又は令和2年からの 1日当たりの売上高減少額 × 0.4 (上限額「20万円」、千円未満切上)

※申請書は、東松島市のホームページからダウンロードしてください。
(市役所商工観光課、市役所本庁舎総合案内窓口、東松島市商工会の窓口でも配布しております)

<申請書提出先> ※郵送のみ (新型コロナ感染防止のため、持参による申請は不可)

〒981-0303 宮城県東松島市小野字新宮前5
東松島市商工観光課「商工振興・企業誘致係」宛

☎0225-82-1111 (内線：5151)

申請書は
こちらから↓

